

群馬大学医学部附属病院集中治療部規程

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成22. 5. 11 平成22. 9. 14
平成26. 4. 1 平成28. 4. 12
平成28. 9. 13 平成30. 4. 1
令和 3. 4. 30 令和 4. 10. 1
令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院集中治療部（以下「集中治療部」という。）に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 集中治療部は、重症患者の集中的高度医療を推進するとともに学生教育及び研修医の卒後研修を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 集中治療部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 重症患者の診療に関すること。
- (2) 重症患者の分析研究に関すること。
- (3) 集中治療に関する学生教育及び研修医の卒後研修に関すること。
- (4) 生命維持装置の管理・運営に関すること。
- (5) 院内感染対策に関すること。
- (6) 集中治療部の管理・運営に関すること。
- (7) その他集中治療部の業務に関すること。

(職 員)

第4条 集中治療部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 集中治療部長
- (2) 集中治療部副部長
- (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうち集中治療部の担当を命ぜられた者
- (4) その他必要な職員

(運営委員会)

第5条 集中治療部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院集中治療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、集中治療部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 集中治療部長
- (2) 集中治療部副部長
- (3) 関係診療科から選出された教員 各1人

- (4) 中央診療施設等の各部等から選出された者 各 1 人
- (5) 薬剤部から選出された薬剤師 1 人
- (6) 看護部から選出された看護師 1 人
- (7) 集中治療部、救命救急センター及び手術部から選出された看護師 各 1 人
- (8) 医療支援課長
- (任 期)

第 7 条 前条第 3 号から第 7 号までの委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第 8 条 委員会に委員長を置き、集中治療部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、集中治療部副部長がその職務を代行する。

(会 議)

第 9 条 会議は、原則として年に 1 回以上開催する。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第12条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第13条 委員会の事務は、医療支援課において処理する。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、集中治療部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の施行日に集中治療部長及び集中治療部副部長になるべき者として選考された集中治療部長及び集中治療部副部長は、この規程により選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成22年 9 月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第6条第5号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。